

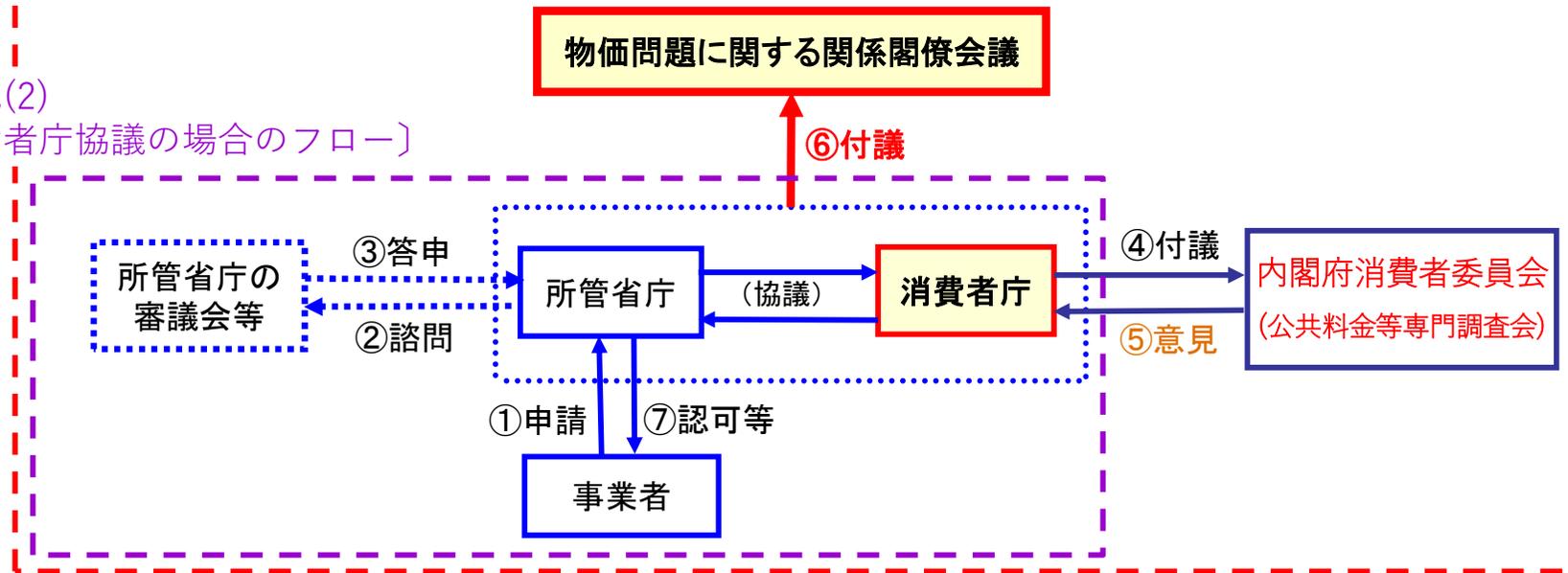
公共料金等の新規設定・変更における消費者庁の関与

* 公共料金等：料金・価格の新規設定・変更にあたって政府が決定、認可等を行うもの

- (1) 重要なもの：内閣府消費者委員会の意見を付して、物価問題に関する関係閣僚会議に付議
- (2) その他一定のもの：消費者庁へ協議（→その後、所管省庁が認可等）（→その後、所管省庁が認可等）
- (3) 上記以外：所管省庁において認可等を行う

〔上記(1) 関係閣僚会議に付議する場合のフロー〕

〔上記(2) 消費者庁協議の場合のフロー〕



◇ 物価問題に関する関係閣僚会議

目的：長期及び短期にわたる物価安定対策に関する重要問題について協議

主宰：内閣官房長官

構成員：内閣府特命担当大臣(消費者)、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

※必要に応じ、構成員以外の関係者(日本銀行総裁、公正取引委員会委員長等)の出席を求めることができる。

◇ 消費者基本法（昭和43年法律第78号）

第16条

2 国は、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であつてその形成につき決定、認可その他の国の措置が必要とされるものについては、これらの措置を講ずるに当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。